

国鉄清算事業関係が負担する年金等の費用

鉄道共済年金は、平成9年4月に厚生年金に統合され、統合時点以後については、厚生年金と財政が一本化されました。このため、統合後の旧鉄道共済に関する年金給付費用については厚生年金から支給されることになりました。

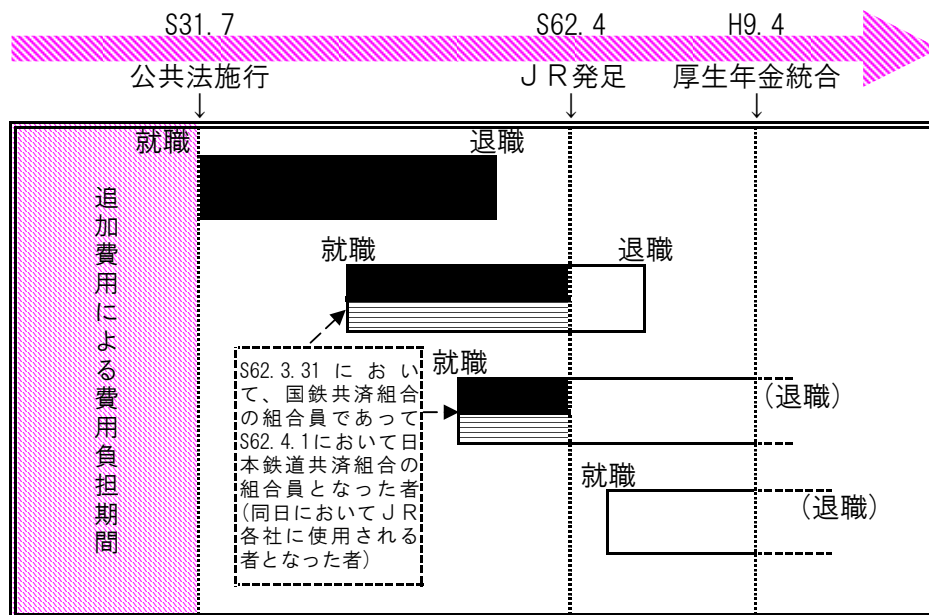
しかしながら、統合前の期間にかかる費用については、次のような負担をすることとされています。

積立金の移換に関する負担

鉄道共済年金の厚生年金への統合に際しては、統合前の期間のうち昭和31年7月以降の期間に係る積立対応部分の給付費用として、移換金を社会保険庁に対して納付することとされています。

この移換金の積立不足分のうち、昭和62年3月までの旧国鉄期間に係る部分の額については旧清算事業団が負担することとされましたが、同事業団の解散に伴い、この額のうち、国鉄改革によりJR等^{*注}の社員となった者に係る分の1/2に当たる額をJR等^{*注}が負担し、それ以外の額を旧清算事業本部(公団及び機構)が負担することとなりました。(平成19年2月に残額を繰上一括償還することにより完済)

移換金負担区分(考え方)



- : 旧清算事業団及び旧清算事業本部が負担
- : 長期債務処理法によりJR各社が負担
- : 厚年法等改正法によりJR各社が負担

移換金額

(繰上一括償還時)

総額	1兆2,083億円
積立金充当額	2,706億円
旧清算事業本部(機構)負担	5,924億円
JR各社負担	3,453億円
(当初分1,683億円、追加分1,770億円)	

*単位未満を四捨五入しているため、計算が合わない場合があります。

*注)「JR等」とは、平成10年10月22日の事業団解散当時において、JR7社のほか、旧運輸施設整備事業団(現 独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構)、旧日本テレコム(株)(現ソフトバンクモバイル(株))、鉄道情報システム(株)、(財)鉄道総合技術研究所及び本州のジェイアールバス5社をいいます。